

広島県選挙管理委員会告示第三十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第一項の規定により、広島県議会議員  
山県郡選挙区補欠選挙を次のとおり行う。

令和四年四月十五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

一 選挙期日 令和四年四月二十四日

二 選挙すべき議員の数 一人